

あなたのボランティア活動に

大阪府福祉基金からの**「助成金」**

活用しませんか？



大阪府内で社会福祉活動（障がい者・

高齢者・児童などへの支援）など、府民福祉の

向上に寄与する活動を行っている非営利団体に対し、**大阪府福祉基金から助成しています。**

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　©２０１４　大阪府もずやん

令和6年度の大阪府福祉基金地域福祉振興助成金の募集を行います。

**申請受付期間**

**令和６年１月４日（木）～令和６年１月31日（水）**

**令和６年４月１日（月）～令和７年３月31日（月）**

**事業実施期間**

【お問い合わせ先】　大阪府福祉部 地域福祉推進室 地域福祉課

（電話）０６－６９４４－６６６３

申請様式はホームページからダウンロードできます　　大阪府福祉基金　検索

　　　　

<https://www.pref.osaka.lg.jp/chiikifukushi/kikin/joseikinnnobosyuu.html>

令和6年度申請様式はR5.12/27(水)より公開

**◆◇◆令和６年度 大阪府福祉基金地域福祉振興助成金の募集について◆◇◆**

**１　助成の趣旨**

「大阪府福祉基金」は、府民の皆様からのご厚意によるご寄附を積み立て、「地域福祉振興助成金」として、府民の自主的な社会福祉活動を支援しています。

**２　スケジュール**

|  |  |
| --- | --- |
| 時　　　期 | 内　　　　容 |
| 令和５年12月27日（水）～ | 大阪府ホームページ「交付申請の手引（様式）」掲載 |
| 令和６年１月４日（木）～令和６年１月31日（水） | 申請受付　※郵送のみ（送付先：大阪府社会福祉協議会） |
| ３月下旬頃 | 福祉基金運営分科会による審査 |
| ５月中旬頃 | 交付・不交付決定通知発送（事業実施はR６.4/1～可） |
| ６月下旬頃 | 助成金の交付 |
| 事業完了後15日以内 | 事業完了報告書の提出　※郵送のみ（送付先：大阪府社会福祉協議会） |

**3　助成の対象となる団体**

○大阪府内で社会福祉活動（障がい者や高齢者、児童などへの支援等、府民福祉の向上に寄与する活動等）を行っている営利を目的としない団体で、団体の定款等を定めていること。（法人格の有無は問いません）ただし、暴力団もしくはその構成員の統制下にある団体は応募できません。

**４　助成の対象となる事業及び助成金額**

　　○対象となる事業

|  |  |
| --- | --- |
| ①福祉活動機器購入 | 福祉活動に必要な機器を購入し、府民福祉の向上に活用する事業。 |
| ②普及啓発物作成 | 障がい者、高齢者、児童等の福祉の向上に寄与することを目的とした印刷物を作成し、普及啓発する事業。 |
| ③社会参加促進 | 障がい者、高齢者、児童等の社会参加、自立への機運を高める活動を行う事業。 |
| ④講演会等開催 | 府民福祉の向上、並びに障がい者、高齢者、児童等に対する知識の習得のため講演会、勉強会等を開催する事業。 |
| ⑤その他 | ①から④に該当しない事業。障がい者、高齢者、児童等の福祉の向上に寄与する事業。（子ども食堂を通じた見守り等の活動、外出に不安を抱える方が社会復帰するための支援など） |

　　○活動費助成（ボランティア等による草の根活動への助成）

上限20万円（ただし、助成金以外の収入が10％以上必要です。）

ただし、同一団体への助成は5回までです。

**５　その他**

　○大阪府ホームページに　大阪府福祉基金地域福祉振興助成金の募集概要、助成金関係書類等を掲載しています。（※表面参照）

手引きの冊子をご希望の方は、表面の【お問い合わせ先】までご連絡ください。

　○法人格を持つ団体が申請できる地域福祉推進助成（上限500万円）については、ホームページをご覧ください。